給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再口）第１号

佐賀県佐賀市南佐賀３丁目７番３号
再生債務者　竹下　　智
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月14日まで
平成24年４月23日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（再口）第１０１４０号

千葉県船橋市浜町２―２―１―1407
再生債務者　横山　靖隆
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月16日まで
平成24年４月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再口）第４号

兵庫県尼崎市若王寺３丁目27番15―303号
再生債務者　若林　幸司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月18日まで
平成24年４月27日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再口）第１０号

大阪市平野区背戸口２丁目８番32―306号
再生債務者　山﨑　嘉博
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月24日まで
平成24年４月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再口）第２号

堺市北区南花田町565番地１　ロイヤルコート102号、前住所堺市北区長曽根町1476番地18
再生債務者　山地　祥正
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月24日まで
平成24年４月26日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再口）第１２号

埼玉県川越市新富町１丁目12番地３　ベルメゾン川越サザンスケープ205号室
再生債務者　和田　公久
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月28日まで
平成24年４月26日
さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１６年（再口）第２１１号

京都市右京区西京極南衣手町83番地　まどか荘１階７号
再生債務者　村瀬　秀夫
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年５月31日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年４月25日
京都地方裁判所第５民事部

平成１６年（再口）第２２号

佐賀県武雄市北方町大字大崎1835番地７　市営西杵住宅524号
再生債務者　皆良田良江
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年４月７日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年４月25日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成１９年（再口）第１００３０号

高松市栗林町３丁目12番29号、再生計画認可決定時の住所長崎市大浜町1605番地１　ユアマンションマリナシティＥ―110
再生債務者　平湯　栄治
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年６月９日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成24年４月26日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

国民年金基金変更公告

自動車整備国民年金基金の所在地に変更があったので、国民年金法第121条及び国民年金基金令第７条の規定により、次のように公告する。
1．新事務所の所在地　東京都港区六本木６丁目10番１号森タワー17階
2．旧事務所の所在地　東京都港区赤坂２丁目10番16号
3．変更年月日　平成24年５月10日
平成 24 年５月 10 日
自動車整備国民年金基金

解散公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十八日
掲載頁　一五九頁（号外第一三八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月十五日
掲載頁　八十頁（号外第一二六号）
平成二十四年五月十日
札幌市西区二十四軒三条七丁目二番一九号
（甲）株式会社ニイヘイ
代表取締役　富士　和人
札幌市白石区米里一条二丁目一〇番六号
（乙）ノーザンテック株式会社
代表取締役　中崎　敏男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し乙および丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年七月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）http://www.central-motor.co.jp/program/html/k_kesanl.htm
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十四日
掲載頁　一六七頁（号外第一三五号）
平成二十四年五月十日
神奈川県横須賀市田浦港町無番地
（甲）関東自動車工業株式会社
代表取締役　服部　哲夫
宮城県黒川郡大衡村中央平一番地
（乙）セントラル自動車株式会社
代表取締役　葛原　　徹
宮城県黒川郡大和町松坂平五丁目一番地の一
（丙）トヨタ自動車東北株式会社
代表取締役　杉山　正美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年一月十一日
掲載頁　九十五頁（号外第六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年十二月十五日
掲載頁　九十頁（号外第二七二号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年四月六日
掲載頁　六十一頁（号外第八十一号）
平成二十四年五月十日
大阪市北区野崎町一番三号
（甲）株式会社ウェーブコーポレーション
代表取締役　荒井　裕一
東京都板橋区小茂根三丁目三番三号
（乙）株式会社ＥＳＴＩＯ
代表取締役　田中　良明
福岡市博多区博多駅東一丁目一四番三号
（丙）株式会社ＢＢＳ
代表取締役　荒井　裕一